

平成29年度 第7回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成29年9月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成29年度第7回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名
 欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	葦澤芳子	
○		2	佐藤新一	
○		3	渡邊正一	
○		4	櫻井信夫	
○		5	大塚和子	
	○	6	小幡悦男	
○		7	中澤正規	
○		8	桜井誠	
○		9	森山行雄	
○		10	森山武郎	
○		11	酒井浩	
○		12	松田敏彦	
○		13	佐藤正喜	
○		14	桑原正文	
○		15	渡邊弘義	
○		16	佐藤廣治	
○		17	富永虎良	
○		18	小西正春	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		米山真里	
○		穴沢優子	
○		高橋智也	

平成29年度 第7回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成29年9月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 9 時 29 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 7 番 中澤 正規 委員 8 番 桜井 誠 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(2歳未満の転用) について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他
		閉会宣言 10 時 30 分

平成29年度第7回魚沼市農業委員会総会議事録

平成29年度第7回魚沼市農業委員会総会は、平成29年9月25日魚沼市広神コミュニティセンター1階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（米山事務局長）

時間になりましたので、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出のあった方は、整理番号6番小幡悦男委員の1名です。出席者18名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成29年度第7回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶いただきます。

（時刻は9時29分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

まず、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告ということで、それぞれ地区部会で何かありましたらお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会、別にありません。

第2地区部会会長（桑原正文委員）

第2部会も特にありません。

第3地区部会会長（佐藤正喜委員）

第3部会も特にございません。

第4地区部会会長（渡邊弘義委員）

特別ありません。

広報部会長（中澤正規委員）

広報部会は次回10月25日総会前に農業委員会だよりの打ち合わせを行いたいと思います。以上です。

議 長（上村会長）

それでは、会務報告並びに部会報告ということで終わりました。今回各地区の部会において、農地パトロールを行っていただいたというようなことで、その結果が今日この会議終了後に検討会があるということでございます。大変ご苦労様でございました。

特に何かご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号7番中澤正規委員及び議席番号8番桜井誠委員の両名を指名いたします。

農地貸借の合意解約について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書2ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について今月は3件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号について、事務局の説明のとおり事前配付ということですので、目を通していただいたかと思いますが、内容等につきまして質問・ご意見のある方は、ご発

言をお願いいたします。

中澤正規委員

3号の合意解約日がほぼ1年前なんですが、1年たって今出てくる何か理由があったんでしょうか。

事務局（穴沢主任）

すみません。29年の間違いです。失礼いたしました。

議長（上村会長）

失礼いたしました。29年ということで訂正をお願いいたします。

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書3ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は8件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、市内の方が今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見ある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について事務局の説明をお願いします。

事務局（高橋主任）

議案書4ページをお願いします。

報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は2件の届出がありました。

整理番号1	申請人	*****	
	申請地	*****	畑 87 m ²
	転用目的	農機具格納庫	

整理番号2	申請人	*****	
	申請地	*****	田 52 m ²
	転用目的	農機具格納庫	

議長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の5ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転売買3件、賃借権の設定1件、使用貸借権の設定5件、合計9件です。

整理番号1	申請地	*****	畑 273 m ²
	譲渡人	*****	

譲受人 *****

権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人の耕作している農地の隣接地であることから売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地 ***** 畑 310 m²

譲渡人 *****

譲受人 *****

権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢により耕作が困難なため、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 ***** 畑ほか3筆 合計 5,710 m²

譲渡人 *****

譲受人 *****

権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢であることから耕作が困難になり、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有していませんが、経験年数は十分あるため、作業委託等により今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 ***** 畑 190 m²

貸付人 *****

借受人 *****

権利種別 賃借権設定 10年間 全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は借受人の自宅に隣接しており、耕作に便利なことから貸借の話がまとまり、申請があったものです。借受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 ***** 田 298 m²

貸付人 *****

借受人 *****

権利種別 使用貸借権設定 5年間

申請の理由は、貸付人が高齢等で耕作できないため、一般財団法人****が水稻やソバ等を作付けするため、申請があったものです。申請地は以前より隣接している農地と一体で*****が耕作していたところでもあります。なお、一般財団法人*****への貸し付けということで、一般法人への貸し付けとなりますので、解除条件付きの貸借契約となっております。

次の整理番号6番から9番までは、農業者年金受給に係る経営移譲の再設定のため、説明を省略させていただきますが、内容につきましては事前配付のとおりです。

以上、整理番号1番から4番、整理番号6番から9番までは、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

整理番号5番につきましては、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法第3条第3項各号にある解除条件などが設定されておりますので、こちらも要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

ただいま議案第1号について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の補足調査・説明ありましたらお願いいたします。

森山行雄委員

整理番号1番については、現地を確認しておりますし、当人もお話をして問題がないと思います。

整理番号4番についても、事務局の説明のとおりです。以上です。

櫻井信夫委員

整理番号2番ですが、先ほどの事務局の説明のとおりで、補足事項はありません。

酒井 浩委員

整理番号3番ですが、9月13日に佐藤推進委員とともに見て、両者と会うとともに現地の確認しました。事務局のほうの報告のとおりなんですが、1点だけ。*****さんが今直接農業はしていなくて、他人に耕作を任しているということと、あと*****なので、今後倉庫への転用があるんじゃないかということで奥様にその辺をしっかりと確認したところ、地域貢献ということで田んぼはやっていくということと、倉庫については*****にも大きなところをつくりまして、この*****ではとてもじゃないけど雪の対策が大変なんで、ここにはつくる気はないと。ただ、私の生きている間は耕作を何とか続けていきたい。こういうような話でございますので、特段問題ないというふうに解釈しました。以上です。

渡邊弘義委員

整理番号5番ですが、先日確認いたしました、事務局の説明のとおりです。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

桑原正文委員

今酒井委員が3番について問題ないということだったんですけど、前回も少し意見を言わせてもらったんですけど、これほどの面積をして大型機械が一切なくて、全面積他人に耕作を頼んでいるということなんで、苗、肥料、農薬、それから出荷も全部まだ他人にやってもらっているという。反対というわけではないんですけども、買ったやつをそっくり人に又貸しというか、そうやるのが常識で考えて本当

にいいのかなど。私少し疑問がこの前もあったんで言わせてもらったんですけれども。どの辺多分法的には別段問題とか何かないとは思うんですけれども、何か常識的に考えて買った土地を全部人に耕作させるというのは本当に農家としていいのか、悪いのか、その辺疑問があります。これはあくまでも私の意見ですので、別に反対とか言っているわけではありませんので、よろしくお願いします。

議 長（上村会長）

今意見がありました、このいわゆる*****の件につきましては、以前も実はこれ申請があったというようなことです。今私の見解からしますと、現実的にはこのような状況の農業情勢の、後継者情勢の問題の中でその当時も言った覚えがあるんですけれども、現状のままこの譲受人が管理できるということを確認取ることの中では、やはりそういった形の中での農地を維持するということも必要ではないかなということをお話したことがあったように記憶しております。その延長というようなことで、さらにそれが規模を拡大するということの中での心配の意見というようなことをごさいますけれども、地元の酒井委員のほうで確認取った中では、やはりこういったことの中での農地を維持していただく耕作も必要ではないかなということをお話しております。皆様方ほかに意見がありましたらひとつお願いしたいなというふうに思います。

酒井 浩委員

少し補足をさせていただきますと、相手の*****さんが6月に脳梗塞で倒れて、その人が一手に田んぼ・畑をやっていたんですが、今リハビリまでいくかかないぐらいの大変なことになっているということと、併せてこの10月にもうこの地を引き払って引っ越しをしたいというようなことを考えていて、奥様なんです、無理やり誰かに売って出ないと、ここは荒地になってしまうので、それで*****さんにお願したら、*****は地域貢献で手広く商売させてもらって地元にも少し貢献したいなということ引き受けたもんで、私自ら借りたくて手を出したわけではございませんというような話もされておりました。多分ここで売買が成り立たないところのまま荒地になってしまうということをお考えますと、売買を成立させたほうが後々的にはいいんじゃないかなというふうに思ひまして、そうですかという話を聞いた次第でございます。以上です。

議 長（上村会長）

この件につきましては、今担当委員が言いましたようなことの中でご理解をいただきたいと思ひます。いずれにせよ無理が出てくるその規模というのは、どこに出てくるかというのは、現状の中を見てもこんなところがあるというようなことではごさいますけれども、その辺の管理につきましては、今後も農業委員並びに地域推進委員が地区の管理をしていくというようなことが重要になるんじゃないかなと思ひますので、継続的にひとつそういったことの管理をよろしくお願ひしたいなと思ひてお願ひしております。この件については以上のような意見ということですが、よろしいでしょうか。

桑原正文委員

はい。

議 長（上村会長）

それでは、そのほか意見ございませんでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、初めに所有権移転売買に関する整理番号1番から3番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、賃借権設定、賃借権に関する整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、賃借権設定、使用貸借に関する整理番号5番から9番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から9番まで申請どおり許可することといたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の9ページをお願いします。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか2筆	合計 873 m ²
	農地区分	第三種農地		
	申請人	*****		
	申請概要	賃貸住宅1棟2階建て（10世帯）及び駐車場（20台分）		
	転用目的	賃貸住宅建築敷地		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域、第1種住居地域が定められているため		

申請地は*****地内、*****近くの農地です。申請地のうち*****、343 m²につきましては、昭和59年に物置施設建設を目的に転用許可済みであり、既に宅地化しております。この度は隣地を含め873 m²について賃貸住宅2階建て（10世帯分）及び駐車場（20台分）を建築する旨、申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第2号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の補足説明ありましたらお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号1番ですが、申請がありまして、現地確認しました。田んぼの状態ですが、住宅地という相当の中に見て間違いはないんじゃないかと思います。そんな感じでございます。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、申請どおり許可相当に決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可相当に決定し県に進達することといたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の10ページをお願いします。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は6件です。関連がありますので、まず整理番号1番から3番をまとめて説明させていただきます。

整理番号1	申請地	*****	田	217 m ²
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	使用貸借権設定		
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	一般住宅1棟2階建て		
	転用目的	一般住宅建築敷地		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域第一種住居地域が定められているため。		

整理番号2 申請地 **** 田 93.5 m²
 農地区分 第三種農地
 権利種別 使用貸借権設定
 貸付人 ****
 借受人 ****
 申請概要 一般住宅1棟2階建て
 転用目的 一般住宅建築敷地
 判断理由 都市計画法に規定する用途地域第一種住居地域が定められているため。

整理番号3 申請地 **** 田 93.5 m²
 農地区分 第三種農地
 権利種別 所有権移転 贈与
 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 申請概要 一般住宅1棟2階建て
 転用目的 一般住宅建築敷地
 判断理由 都市計画法に規定する用途地域第一種住居地域が定められているため。

申請地は、****と****の境に位置し、市営****住宅近くの農地です。****と****の****をまたぎ、****及び****の2筆が申請地であり、整理番号1番の****は****さんの単独名義、整理番号の2番・3番については****さんと****さんの共有名義となっております。一体の計画で一般住宅を建築する申請となっており、同居する子供の成長に伴い手狭になったため、敷地内に分家住宅を建築する旨、この度申請があったものです。

整理番号4 申請地 **** 田 387 m²
 農地区分 農用地
 権利種別 賃借権設定
 貸付人 ****
 借受人 ****
 申請概要 工事ヤード及び資材置場
 転用目的 工事用地（一時転用）
 判断理由 申請地は仮設公設物等を設置のための一時的な利用に供するためのものであり、当該利用の目的達成をする上で当該農地を供することが必要であるため。

申請地は****地内の農地です。碍子設備、経年劣化に伴い、取り換え工事を行うための工事ヤード用敷地及び資材置場として利用したいため、申請のあったものです。なお、工事ヤードのため、一時転用申請となっており、工事完了後は農地に復元することとなっております。

整理番号5 申請地 ****の一部 田ほか1筆 合計 439 m²
 農地区分 農用地
 権利種別 賃借権設定
 貸付人 ****

借受人 *****
申請概要 工事ヤード及び資材置場
転用目的 工事用地（一時転用）
判断理由 申請地は仮設公設物等を設置のための一時的な利用に
 供するためのものであり、当該利用の目的達成をする
 上で当該農地を供することが必要であるため。

申請地は*****地内の農地です。先ほどの整理番号4番と同じ説明
になります。

整理番号6 申請地 ***** 田 264 m²
農地区分 第三種農地
権利種別 所有権移転 売買 *****円
譲渡人 *****
譲受人 *****
申請概要 一般住宅1棟2階建て及びカーポート
転用目的 一般住宅建築用敷地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域第一種住居地域が定め
 られているため。

申請地は*****地内の農地です。現在アパート暮らしをしているが、
第一子誕生に伴い手狭になり、一般住宅建築用敷地を探していたところ、
所有者と話がまとまり、この度申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第3号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明あ
りましたらお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号1番・2番・3番について説明いたします。事務局の言うとおりでござ
います。それと、日にち忘れてしまったんですが、現地確認行ってきました。ほと
んど畑という状態であります。結構広い場所でありました。間違いはないと思いま
す。

整理番号6番ですが、これも測量事務所のほうから申請がありまして、現地確認
行きました。畑が少し角の別個のところなんですけどもにあります。家を建てると
いうことで申請がありまして、申請のとおりです。事務局の方からもそういう説明
がありましたので、間違いございませんでした。以上です。

酒井 浩委員

整理番号4番ですが、当該地につきましては、9月15日*****の*****
*と現地確認、打ち合わせを行いました。現地は現在保全管理地になっているよう
で、多少草は生えていましたけども、そこを借りて磚子の交換をしたいんだとこう
いう話でございました。当該地域は急傾斜地で舗装コンクリとかはしてあるんです
けども、非常に細い農道のところなんで荷物の搬入等について少し心配だったもの
で、大きな車は駄目ですよという話をしたところ2トン車で搬入をすると、あとそ
れ以上大きい車は使えませんということと、すぐに工事に入りたいみたいな話もし
ていましたので、農作業、いわゆるこれから刈り入れがあって、その後秋の田打ち
というようなのがあって、そこに車を止めちゃうと困りますよというような注意

もしてあります。事務局の説明のとおりです。

大塚和子委員

整理番号5番ですが、私のところにも*****の方が9月15日に見えまして、碍子の交換をということで工事をする、そして工事期間が終わればまた現状に戻すのでという説明がございました。現地確認に私もご一緒には行かなかったんですが、後ほど行きまして、その時に碍子の鉄塔の下の草刈りをしておりまして、別の会社の方が。その周りの今は稲が実っている所の刈り入れが終わると、11月の半ばぐらいから使用させていただくということを伺ってまいりましたので、事務局の説明のとおりでございます。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

中澤正規委員

少し確認したいんですが、一時転用を許可した後、工事が終わって、その確認は地区担当委員はしなくてもよろしいのでしょうか。

議長（上村会長）

復元後の確認ということですが、事務局。

事務局（高橋主任）

工事が終わりますと完了届が出てくるわけですがけれども、私どもと県のほうでは確認していますが、今のところ地区担当の方にまでお願いはしておらない状況ではあります。

中澤正規委員

これからも終わった後、書類審査だけで事務のほうは済むってということになりますか。

事務局（高橋主任）

完了届に工事完了の写真を添付することになっていきますので、それで確認してもらうか、それとも現地に行って確認してもらうか、日頃の農地パトロールの中で確認をしてもらうかといろいろなやり方はあるかと思いますが、現在はその一時転用の農地復旧に関して個別にお願いしているということは特段はない状況です。

中澤正規委員

今の時代ですので、写真は相当合成も何でもできるかと思しますので、転用を変えるのを完了した時点で担当農業委員、地区農業委員のほうに確認をさせたらいいんじゃないかと思えます。農業委員も報酬のうちの仕事ですので、遠慮しないで目で確認するという作業までしたらいかがでしょうか。

松田敏彦委員

前回、その前だったか、私も同じような質問をしたときには、農業委員と県と一緒に立ち合い、現地確認に行くという答弁だったんですけども、今のはまた少し違

うんですが、実際は現地確認には行ってないんでしょうか。

事務局（高橋主任）

以前回答させていただきましたけれども、農業委員さんと県が一緒に行くということは私はお答えさせてもらっていないかと思います。そのようなことは今はしてなくて、県は県で確認に行っております。

松田敏彦委員

ですんで、要は農業委員、県が現地確認に行っているということですよ。

事務局（高橋主任）

県は県で行っています。

松田敏彦委員

行っているし。農業委員はまた、事務局は事務局で行っているということ。

事務局（高橋主任）

地区担当の農業委員さんをお願いして行っているということではなくて、事務局で確認しているということです。

議長（上村会長）

今それぞれご意見がありました。一時転用後の復元事務確認というようなことの現場確認ということの確実的ということですが、現状では県並びに事務局で確認をしている。また写真で確認しているということもございます。今それぞれ農業委員の皆さま方からご提案がありました。こういった復元後の確認という問題が出てくるわけでございますけれども、どうでしょう。ここではっきりすれば農業委員、または推進委員が確認するということが理解していただければ、事務局もそのような連絡ができるということなんですけれども、いかがでしょうか。今工事が終了後は工事関係者が確実に写真を添付するということが義務付けられておりますので、事務局としてはそこまでは考えていないというようなことですが、その辺皆さま方ご理解いただいて、「それでもいいじゃないか、農業委員も立ち会うべきじゃないか」ということであれば、そのような形で今後取り組むというようなこととなりますけれども。今現状は事務局にその確認を任せてきたというような状況でございますが、それでもよろしければ、その後の農地パトロール等々でまた確認の機会を得るというようなことで、この直近の工事完了後の復元等々の問題については、事務局にその確認を委ねるという形にさせていただいて、その後の農地パトロール等々でこういった状況を事務局から農業委員のパトロール時に追加報告して、「こういうところがあるからどうですか、確認もお願いします」ということでひとつ、そういう形でどうでしょうか。いちいちじゃなくて。よろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

よろしく申し上げます。

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。まず、整理番号1番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょう

か。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号5番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号6番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、整理番号1番から6番まで許可相当に決定し県に進達することといたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続きまして、議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の12ページをお願いします。

議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は2件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	218 m ²
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	50年以上前から耕作しておらず、原野化しており農地として復元することが困難なため。		
整理番号2	申請地	*****	田	343 m ²
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	30年ほど前から耕作しておらず、また傾斜地であり、原野化しており農地として復元することが困難な		

ため。

議 長（上村会長）

議案第4号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」については、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

魚沼市農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の13ページをお願いします。

議案第5号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」について、今月は除外が1件、編入が1件となっております。まずは、除外から説明させていただきます。

整理番号1 申請人 ****

申請地 ****の内 田 10.75㎡

変更理由 携帯電話無線基地局用地

申請地は、農振農用地であるが、認定電気通信事業者による携帯電話中継基地局の設置については転用許可不要であるため、事業計画内容から計画変更に同意できるものと考えます。

なお、工事ヤード及び資材置場の一時転用許可については平成29年9月13日付け魚振農第177003号にて許可済みであります。

整理番号2 申請人 ****

申請地 別紙「編入土地一覧表」のとおり

変更理由 県営ほ場整備事業（****地区）施行に伴う編入

圃場整備施工に伴い、施工地域内の道水路を農用地区域に編入する旨について意見を求められたものです。内容から計画変更に同意できるものと考えます。

議 長（上村会長）

議案第5号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見ある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」については、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書19ページをお願いします。

日程第4議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	1件
	筆数	14筆
	面積	12,360.00㎡

なお詳細につきましては事前配付のとおりです。

所有権移転につきましては、今月はありません。

利用権設定につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第6号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

中澤正規委員

計は14だよの。12じゃねえやの。

議長（上村会長）

計数。

中澤正規委員

筆数の計が12書いてあるけど14だよなって。

事務局（穴沢主任）

はい。すみません。合計で14です。

議 長（上村会長）

田が12、畑が2筆で14です。

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

特になければ採決に入ります。議案第6号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（米山事務局長）

- ・配付資料の確認
- ・総会終了後の日程について

議 長（上村会長）

以上を持ちまして、本日提案の報告、議案各事項につきましては、集中審査をいただきました。ありがとうございました。

（時刻は10時30分）

上記会議の内容は、平成29年度第7回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
